

医療法人 埼友会 埼友草加病院 指定訪問リハビリテーション事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人埼友会が開設する指定訪問リハビリテーション事業所「埼友草加病院訪問リハビリテーション事業所」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士又は作業療法士その他の従事者が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師が必要と認めた高齢者等(以下「要介護者」という。)に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者の意見及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、訪問リハビリテーション計画を作成し、計画に沿って、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 埼友草加病院 訪問リハビリテーション
- 二 所在地 草加市…(埼友草加病院 リハビリテーション部内)

(従事者の職種、員数及び事業内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人
事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- 二 理学療法士 3人（内1名補助担当）
作業療法士 2人（内1名補助担当）
（常勤職員7人）※スタッフ名簿参照
理学療法士又は作業療法士は、訪問リハビリテーション計画書及び報告書を作成し、指定訪問リハビリテーション事業の提供に当たる。
- 三 事務職員1人
事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 9時から18時00分までとする。
- 三 連絡体制 営業時間中の連絡が可能な体制をとる。

（訪問リハビリテーション事業の内容）

第6条 指定訪問リハビリテーション事業内容は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため医師の指示によって行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションとする。

（利用料等）

第7条 1 指定訪問リハビリテーション事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領が定める基準に当該リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション事業に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

片道（km）	1回の料金
～ 2km未満	0円
2～ 6km未満	200円
6～11km未満	300円
11～16km未満	400円
16～21km未満	500円
21～26km未満	600円
26～30km未満	700円
30km以上	5kmあたり100円加算

- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

草加市：全域

三郷市：彦沢、彦倉、彦野、彦成、彦音、彦糸、天神、番匠免、彦川戸、上彦名

川口市：戸塚境町、戸塚鋏町、久左衛門新田、藤兵衛新田、安行、安行藤八、安行出羽、安行吉岡、安行領家、安行慈林、安行北谷、安行小山、前野宿、大竹、東本郷、新堀、新堀町、赤井、江戸袋、本蓮、榛松、蓮沼、長蔵

越谷市：蒲生東町、蒲生茜町、蒲生本町、蒲生東町、蒲生西町、蒲生南町、東町、相模町、西方、登戸町、川柳町、南町、赤山町、谷中町、七左町、新越谷、南越谷、大間野町、流通団地、レイクタウン、伊原

八潮市：大曾根、大原、西袋、上馬場、中馬場、八潮、伊草、緑町、八條、新町、小作田、松之木

足立区：竹の塚・西竹の塚・花畑・舎人・古千谷・伊興本町・東伊興・保木間、西保木間・入谷

(緊急時等における対応方法)

第9条 1 理学療法士又は作業療法士等は、訪問リハビリテーション事業を実施中に利用者の病状に急変その他、緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。(緊急対応マニュアル参照)

2 理学療法士又は作業療法士は、前項についてしかるべき処置を行った場合は、速やかに管理責任者及び主治の医師、介護支援専門員に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 指定訪問リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定訪問リハビリテーションに関し、市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定訪問リハビリテーションに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関

しては、市区町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市区町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生時の対応）

- 第11条 利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

- 第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待の防止のための指針を整備する。
 - （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

- 第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（衛生管理等）

- 第14条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を

おおむね1月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション事業所〔指定介護予防リハビリテーション事業所〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条1 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回以上
- 2 従事者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業者は、従事者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定まるものとする。

※スタッフ名簿

埼玉草加病院訪問リハビリテーション担当者名簿（令和7年4月現在）					
	氏名	フリガナ	職種	経験年数	
主担当	大倉 慎平	オオクラ シンペイ	理学療法士	9年目	常勤
	田中 里佳	タナカ リカ	作業療法士	14年目	常勤
	栗田 雪乃	クリタ ユキノ	理学療法士	6年目	常勤
補助担当	永井 知樹	ナガイ トモキ	作業療法士	20年目	常勤
	塚原 秀樹	ツカハラ ヒデキ	理学療法士	16年目	常勤

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

令和3年4月改訂

令和3年11月改訂

令和4年5月改訂

令和6年4月改訂

令和7年4月改訂